



実態の分からない投資に関する
トラブルが増えています！

《相談内容》

知人に「必ずもうかる投資の話がある。話を聞くだけでもいい」と言われ、人工知能やブロックチェーン、仮想通貨を組み合わせた新しいビジネスについての説明を受けた。もうかるシステムはよく理解できなかったが、何度も説明を受けるうちに魅力的に感じるようになり、100万円の投資をする契約をした。その際、契約書はもらわなかった。他の人を勧誘すればもうかると言われたため、友人に声を掛けたり、もうかるためのノウハウを学ぶための有料のセミナーを受講したりした。しかし、全く利益が出ないため解約したい。

《アドバイス》

友人や知人を誘って会員にさせる利益が出るなどと勧誘し、商品やサービスを契約させる、いわゆる「マルチ商法」に該当する場合、契約書などの法定書面が交付されてから20日間まではクーリング・オフできます。

また、書面が交付されるまではクーリング・オフ期間は進行しないため、今回のように書面を受け取っていない場合は、文書などでクーリング・オフを主張できます。

被害に遭わないために、次のことに気を付けましょう。

●投資先の事業者が、金融庁の登録を受けているかどうかを金融庁のホームページなどで確認する。

●「絶対にもうかる」「元本は保証する」などの言葉に惑わされず、仕組みのよく分からない投資話には乗らない。特に、簡単に高額収入を得られることを強調する勧誘や成功体験談に注意する。

●契約をするときは、契約内容や解約条件などが記載された書面の交付を求める。



消費生活の困り事はこちらへ
消費生活センター ☎0848・67・6410

相談員と一緒に解決策を考えます。
気軽に相談してください。

時 1日～3日・6日を除く月～金曜日9時～12時、13時～16時

所 市役所新庁舎3階

※電話相談も可。

【巡回相談】

時 10日(金)・17日(金)・24日(金)14時～16時

所 本郷・久井・大和支所

申 相談日の前日までに消費生活センターへ

契約解除の通知書

契約年月日 ○年○月○日
商品名 ○○○○
契約金額 100万円
契約会社 ○○株式会社
担当者 ○○○○

上記契約を解除します。
○年○月○日
(契約者住所) ○○○○
(契約者名前) ○○○○

▲文書でクーリング・オフする場合の記入例

児童館へおいでよ！

申し込み先 児童館 (☎☎兼用0848・67・1123)

わいわいひろば

時 13日(月)
10時30分～11時30分

内 お手玉遊び

対 保護者と0～5歳児

定 20組(要申し込み)



ママチャレンジ

時 16日(木)
10時30分～11時30分

所 市民福祉会館4階

内 呼吸を楽にするリラクゼーション

対 18歳未満の子の母親

※託児有り。

定 15人(要申し込み)

教えて！助産師さん

時 22日(水)10時30分～11時30分

内 乳幼児期の子育ての悩みトップ3

について

対 保護者と0～5歳児

定 13組(要申し込み)



親子ストレッチ

時 15日(水)
①10時～10時45分
②11時～11時45分

対 保護者と①0歳児

②1～5歳児

定 各20組(要申し込み)



リトミックランド(音楽表現)

時 17日(金)①10時30分～11時
②11時15分～11時45分

対 保護者と①1歳児

②2～5歳児

定 各15組(要申し込み)



おひさまる～む

時 29日(水)
10時30分～11時30分

内 紙芝居・歌遊びなど

対 保護者と0～5歳児

(申し込み不要)



※申込受付は5日(日)からです。
※閉館時間は10時～18時です。火曜日は休館日です。